

## 再評価書

事業名	保安林管理道整備事業	事業区分	保安林管理道平ノ木線	室名	松阪農林商工環境事務所
事業概要	工期 (下段:当初)	平成15年~23年 平成15年~25年	全体事業費 (下段:当初)	528百万円(負担率:国50:県50:他0) 680百万円(負担率:国50:県50:他0)	

### 事業目的及び内容

#### (1) 所在地

松阪市飯高町宮本地内の湯谷トンネル付近の国道422号線を起点とし、105haの森林内に整備します。

#### (2) 事業の目的

山腹崩壊地の復旧整備や手入れの必要な保安林など治山事業を行う荒廃地が集中している松阪市飯高町宮本地内の保安林において、長期にわたり治山事業に利用するための管理道を整備することで、効率的な建設機械や資材の運搬による円滑な工事の実施、保育などの森林の適正な管理を行い、森林の公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

#### (3) 全体計画

- ① 延長 : 2,260m (当初 2,710m)
- ② 幅員 : 3m (H20施行地までは3.5mで開設)
- ③ 事業費 : 528,418千円 (234千円/m 当初251千円/m)
- ④ 事業期間 : 平成15年度~平成23年度 (9年間)

#### (4) 整備区域の治山事業の状況

当該路線の整備区域面積は105haで、うち85haが保安林となっていますが、手入れの必要な保安林や山腹崩壊地が多数存在します。開設済の保安林管理道の活用も図り、これまでに24haの間伐を実施してきました。今後は、44haの間伐実施と、治山ダム8基の施工を計画しています。

### 事業主体の再評価結果

#### 1 再評価を行った理由

三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。

#### 2 事業の進捗状況と今後の見込み

##### (1) 事業着手

平成14年度全体計画調査実施、平成15年度より工事着手

##### (2) 進捗状況(平成20年度末の事業量見込)

- ① 開設延長 : 1,260m (進捗率 56%)
- ② 事業費 : 307,835千円 (進捗率 58%)

##### (3) 課題

県の予算状況が年々厳しくなってきていますが、早期の事業効果の発現が望まれています。

##### (4) 課題に対する対応

全体計画を見直し、平成21年度施工分より、開設ルートや道路規格を変更して全体事業費の縮減と工事期間の短縮を図ることとしています。

##### (5) 整備区域内の治山事業の実施状況

	全体	H15~20	H21~26	備考
間伐	68ha	24ha	44ha	
治山ダム	8基	—	8基	

##### (6) その他の整備区域内の状況

治山事業以外でも、森林所有者が自主的に17haの間伐を実施しています。

### 3 事業を巡る社会経済状況等の変化

#### (1) 新たな災害の発生

- ① 平成16年9月29日の台風21号による雨は、県内各地に甚大な被害をもたらしました。中でも大台町（旧宮川村）では、1000mmを超える集中豪雨になり、多数の崩壊・土石流が発生し大きな災害となりました。
- ② 大台町（旧宮川村）に隣接する当事業の整備区域においても、崩壊地の拡大や新たな森林の荒廃が発生し、早急な土砂の流出の防備対策が求められています。

#### (2) 森林・林業、社会経済情勢の変化

- ① 京都議定書が発効し、2012年までの第1約束期間における温暖化ガス削減目標6%のうち、森林吸収源による3.8%の目標達成に向け、間伐の推進が急務となっています。目標達成には、間伐対象森林の約8割を適正な状態にする必要があり、国では保安林の適切な管理・保全等の推進を主要な施策のひとつにあげるとともに、林野公共予算における森林整備への重点化が図られています。
- ② 平成19年の内閣府が行った「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する働きについて「二酸化炭素吸収による地球温暖化防止に貢献する働き」と「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」が1位、2位となっています。
- ③ 三重県では、中長期の目標や森林づくりの方針を示した「みえの森林づくり基本計画」（平成18年3月策定）に沿って、平成19年からの三重県総合計画「県民しあわせプラン」の第2次戦略計画では、治山事業をはじめとして年間8,000haの間伐実施を目標に取り組んでいるところです。
- ④ 木材価格の長期低迷に起因して、森林所有者の経営意欲の低下等により、自主的な森林整備が困難となっており、間伐等の手入れが不足した森林の増加が問題になっています。

#### (3) 財政状況の変化

本県の厳しい財政状況によって治山事業の予算が減少しており、事業の進捗に影響することが予想されます。

### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向

#### 4-1 費用対効果分析

費用対効果は、前回の1.60から、今回は1.93へと増加しております。

この要因については、平成21年度以降の路線計画について見直しを行うとともに、道路規格を2級から3級へ見直したことによる、開設延長の短縮及び開設コストの減少等によります。

	前回	今回	増減
B（便益）	1,184,807千円	1,211,220千円	26,413千円
C（費用）	739,249千円	627,617千円	△111,632千円
B/C	1.60	1.93	△0.33

#### 4-2 地元の意向

##### (1) 地域住民

平成16年の台風21号による豪雨により保安林管理道の終点付近での森林の崩壊があったことも影響して、安全・安心な暮らしを守るために必要な森林の保全・整備とそのための保安林管理道の開設に対する地域住民の期待は大きく、平成20年3月には、地域住民の代表から三重県に対して事業継続に対する要望書が提出されています。

##### (2) 松阪市

森林の保全機能の強化を図り、地域住民の暮らしを守るために必要な事業と考えており、保安林管理道維持管理の委託に関する協定書を三重県と締結するなど、事業継続を望むとともに維持管理についても積極的に協力する姿勢にあります。

## 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

### 5-1 コスト縮減

平成21年度以降の施工計画について、道路規格を林道2級から3級に変更して幅員を狭めるなど開設単価を抑えるとともに、ルートを変更して開設延長も450m減らすなどの見直しを行いました。

これにより今後必要となる事業費の試算では、見直し前に比べて約1億6千万円縮減されるとともに、完成時期も2年早まり、早期の事業効果の発現が期待できます。

### 5-2 代替案

整備区域の治山事業の円滑な実施と保安林機能の維持増進を図る必要があることから、当管理道を開設する以外に代替案はありません。

## 再評価の経緯

## 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されたため、コスト縮減と環境配慮に努めながら早期完成を目指すこととしています。